

四八五七第三稿 四九〇一第四稿 四九六一第五稿 二、七六第六稿（ナ  
ルカ其ノ後、状況左記一通り）

記

### 一争議團側、動靜

(1) 争議對策委員会ニ於テハ二十三日午前八時三十分ヨリ不純向  
題調査報告トシテ「不純問題」開レ調査委員、ノ調査ニ依ルト  
中央部佐藤普太郎、福善清三郎、烟山仁三郎三名ニ對シ不正行  
為、記録アリト述へ種々協議ノ結果尚多念会社側ト折衝シ  
事實ヲ確メル必要アリトシ對策委員會ノ他ニ各部ヨリニ右宛、  
代表ヲ奉ケ午後二時ヨリ会社側ニ訪問スルコトニ決意セリ  
斯ク調査委員高橋外二十一名ハ会二時会社ニ訪問今井  
早坂及三会人トシラ井出分工場製作課モト会見  
争議團側ヨリ

本日訪向シタル理由ハ當争議、支拂ニあり代表者中不純ナル  
行為ヲ爲スミナルヲ以テ会社ハ之等代表ト支拂スンヲ保サ  
ル旨ニ述ヘ相合セテレタルクニク具体的理由ヲ伺フ目的ニテ  
訪向シタム一ナリトテ其一來意ヲ述ヘタル後吾々ハ今日近  
支渋谷表タル佐藤福善、烟山三名ノ者ニ聞シ会社又ハ健一者ヨ  
リ斯ル事ヲ耳ニシテ居ルカ如何

(2) 会社ニ立ヘル、破廉恥トハ如何ナモノアルカ現在ノ  
刑事上、問題ハ吾々一考メニシテ居ル事ト考ヘラル、カ  
他ニ破廉恥的行為、アリヤ  
如何

(3) 現在ノ個人ヲ背景トシテ三人ク金錢ヲ強要シタル事実ア  
リト云々如何

(4) 三名ト会社ト会社内ニ於テ金錢一受取シタアシト云々<sup>ア</sup>  
如何